

J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （排出削減プロジェクト用）

プロジェクトの名称：

北広島町芸北オークガーデンにおける
木質バイオマスボイラー（薪）導入プロジェクト

プロジェクト 実施者名	北 広 島 町
----------------	---------

妥当性確認申請日 2016年12月26日

プロジェクト登録申請日 2017年2月28日

1 プロジェクト実施者の情報

1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者）

実施者名	(フリガナ) キタヒロシマチョウ
	北広島町
住所	広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ)
住所	

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること。

1.3 J-クレジット保有者 ※1

保有者名	(フリガナ)
住所	

※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

※ 以下、複数のプロジェクトをまとめて申請する場合は、2~4の内容を方法論ごと・実施場所ごとに記載すること。

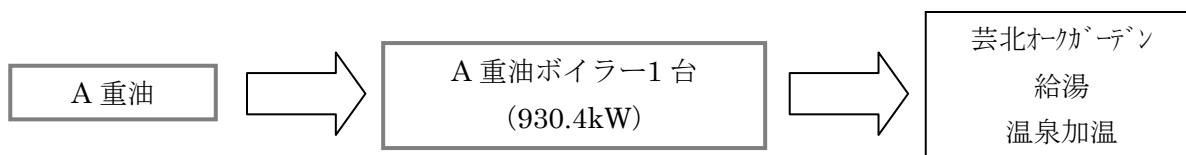
2 プロジェクト概要

2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	北広島町芸北オークガーデンにおける 木質バイオマスボイラー（薪）導入プロジェクト	
目的	公共施設である芸北オークガーデン（宿泊・温浴施設）に木質バイオマスボイラーを導入し、従来から使用する A 重油を木質バイオマス（薪）へ転換することにより、CO2 排出削減を行う。	
概要（削減方法）	木質バイオマスボイラーを導入し、化石燃料である A 重油使用量を削減することで、A 重油の燃焼に伴う CO2 排出量を削減する。	
プロジェクト実施場所	実施事業所名	芸北オークガーデン
	住所	広島県山県郡北広島町細見 145-104

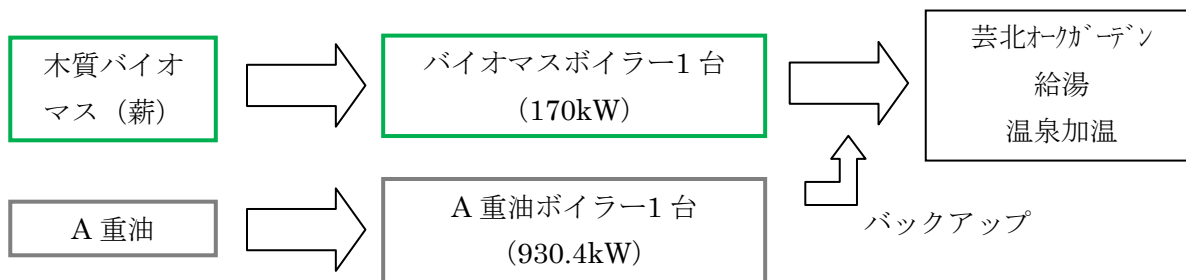
2.2 プロジェクト実施前後の状況

（プロジェクト実施前の概要図※1）：



※1 詳細な設備情報は別紙（A.1）に記載すること。ただし、設備の種別、台数、燃料、出力等の情報は図中に記載すること（具体的な記載範囲は記載例参照）。また、新設プロジェクト又は国内クレジット制度若しくはオフセット・クレジット（J-VER）制度から移行したプロジェクトの場合にはベースラインとして設定した標準的な設備の情報を記載すること。

（プロジェクト実施後の概要図 ※2）：



※2 詳細な設備情報は別紙（A.1）に記載すること。ただし、設備の種別、台数、燃料、出力等の情報は図中に記載すること（具体的な記載範囲は記載例参照）。

2.3 プロジェクト要件への適合

プロジェクトの実施日 ※1	■2013年4月以降に実施されたプロジェクトである □2008年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認又はオフセット・クレジット(J-VER)制度におけるプロジェクト登録を受けている ※2
追加性	■追加性を有している ※3

※1 「プロジェクトの実施日」とは、設備の稼働日や燃料の切替えを行った日を指す。

※2 国内クレジット制度又はオフセット・クレジット(J-VER)制度から移行したプロジェクトについては、「2013年4月以降に実施されたもの」という要件を満たしている必要はない。ただし、標準的な設備をベースラインとして設定する必要がある。

※3 追加性評価に関する詳細情報は別紙(A.2)に示すこと。方法論の7. 付記において、追加性の評価が不要とされているもの(ポジティブリスト)については、別紙(A.2)の記入は不要。

3 方法論

3.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号	EN-R-001 ver.1.3
	方法論名称	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料による化石燃料又は系統電力の代替
更新/新設 ※1	■更新プロジェクト □新設プロジェクト	

※1 ベースラインとして標準的な設備を設定する場合、「新設プロジェクト」となる。

3.2 方法論の適用条件への適合 ※1

条件1	■ 適合している	説明 プロジェクト実施前に使用されていた燃料は、A重油であるため。
条件2	■ 適合している	説明 対象設備により生産された温水は全て自家消費され、外部には供給されないため。
条件3	■ 適合している	説明 使用される薪は、未利用の木質バイオマス(主に林地残材)を加工し、燃料化されたものであるため。また、薪の原料は全て町内で伐採された木材に由来しており、法令に従い適切に手続が行われたものであるため。
条件4	■ 適合している	説明 対象設備は家庭用暖房ではないため該当しない。
条件5	■ 適合している	説明 本プロジェクトはボイラーの更新を伴うため、方法論(EN-S-001:ボイラーの導入)で定められた以下の「追加の適用条件」を満たす。 ①更新前の設備の効率が取得でき(86%)、②更新前の設備の導入日は1998年10月であるため、更新前の設備の使用期間は法定耐用年数の2倍(30年)以内であり、現在も稼働していることから故障による更新ではないため。③、④については、熱の利用実態に変更がないことを設計書により証明できるため。

※1 記載内容に関する根拠資料や関連情報等について、妥当性確認機関からの要求に応じて情報提供を行うこと。

3.3 モニタリング・算定方法

ベースライン排出量 ※1				
主要／ 付随的	排出活動	温室効果ガス の種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	対象設備の使用	CO2	—	■排出量の算定を行う

プロジェクト実施後排出量 ※1				
主要／ 付随的	排出活動	温室効果ガス の種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	対象設備の使用	—	—	—
付随的	バイオマス原料の運 搬	CO2	1.8%	<input type="checkbox"/> 排出量の算定を行う ■影響度により排出量を評価する
付随的	バイオマス固形燃料 化処理設備の使用	CO2	4.5%	■排出量の算定を行う <input type="checkbox"/> 影響度により排出量を評価する
付随的	対象設備に付帯する 追加設備の使用	CO2	21.4%	■排出量の算定を行う <input type="checkbox"/> 影響度により排出量を評価する

※1 各排出活動の排出量算定方法及び影響度の算定方法については別紙（A.3）に記載すること。

※2 モニタリング方法については別紙（A.4）に記載すること。

4 排出削減計画

認証対象期間 ※1	2017年4月1日 ～ 2025年3月31日（8年0ヶ月）					
排出削減計画 ※2	年度	ベースライン排出量		プロジェクト実施後 排出量		排出削減量
	2013年度	t-CO2		t-CO2		t-CO2
	2014年度	t-CO2		t-CO2		t-CO2
	2015年度	t-CO2		t-CO2		t-CO2
	2016年度	t-CO2		t-CO2		t-CO2
	2017年度	117.7	t-CO2	25.5	t-CO2	92 t-CO2
	2018年度	117.7	t-CO2	25.5	t-CO2	92 t-CO2
	2019年度	117.7	t-CO2	25.5	t-CO2	92 t-CO2
	2020年度	117.7	t-CO2	25.5	t-CO2	92 t-CO2
	2021年度	117.7	t-CO2	25.5	t-CO2	92 t-CO2
	2022年度	117.7	t-CO2	25.5	t-CO2	92 t-CO2
	2023年度	117.7	t-CO2	25.5	t-CO2	92 t-CO2
	2024年度	117.7	t-CO2	25.5	t-CO2	92 t-CO2
	2025年度		t-CO2		t-CO2	t-CO2
	2026年度		t-CO2		t-CO2	t-CO2
	2027年度		t-CO2		t-CO2	t-CO2
	2028年度		t-CO2		t-CO2	t-CO2
	2029年度		t-CO2		t-CO2	t-CO2
	2030年度		t-CO2		t-CO2	t-CO2
	合計	941.6	t-CO2	204.0	t-CO2	736 t-CO2
年度ごとに排出削減量が異なる場合の理由	<input type="checkbox"/> 電力のCO2排出係数の影響による <input type="checkbox"/> その他の理由（以下に記載すること）					

※1 認証対象期間は、プロジェクト登録の申請予定日若しくはモニタリングが可能となる予定日のいずれか遅い日から、同日より8年を経過する日若しくは2031年3月31日のいずれか早い日まで
の間で設定すること。

※2 排出削減量の算定方法については、別紙A.3に記載すること。

5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

5.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	北広島町町民課環境管理係 J-クレジット制度担当者
モニタリング担当者 ※1	北広島町町民課環境管理係 J-クレジット制度担当者 補佐

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1	<ul style="list-style-type: none">・管理簿の数値を月1回確認する。データは紙で保管する・電力の排出係数はJ-クレジット制度デフォルト値を確認する・プロジェクト実施前後の設備の仕様書を保管する。
データ保存期間 ※2	認証対象期間終了後__2__年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。

※2 原則認証対象期間終了後2年間とする。

6 特記事項

6.1 排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクがあるか

有 無

※1 プロジェクト排出量が増加し、ベースライン排出量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

項目	概要
リスク要因	

6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。

登録している

(類似制度名： _____)

類似制度での認証予定期間： _____)

登録していない

6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。

法令等の義務履行によるものではない。

法令等の義務履行によるものである。